

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：イラク 担当：経済基盤開発部
案件名：港湾セクターマスタープラン策定プロジェクト

1 契約予定期間：2013年8月中旬～2015年1月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における港湾に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月19日から2013年6月21日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月19日から2013年6月24日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月5日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月中旬
- (5) 契約交渉 : 7月下旬～8月上旬

5 業務の目的

イラク国は2003年のイラク戦争から10年が経過、治安は大きく改善され、近年の経済成長が著しい。2006年から2010年の経済成長率は年平均約4%であったのに対し、2011年は9%に達している。この傾向は今後も続くと予想されており、2012年～2016年にかけて平均9.4%の成長が見込まれている（IMF予測）。

このような中、イラク国では2010年に国家開発戦略（2010-2014年）（National Development Strategy (Year 2010-2014)）を発表した。同戦略では、既存港湾施設及び航路の改修により、近隣諸国の港湾施設との競争力を高めること等を開発の目標としている。この目標を受け、イラク国運輸省では港湾分野の開発計画を策定し、「1．ウンムカッスル港とコール・アルズベール港の復興」、「2．定期的な浚渫や航路上・泊地の沈船除去による安全運行の確保」、「3．港湾及び水路をより効率的かつ最大限に活用させるためのマスタープランの策定」を提言した。開発計画のうち、上述の1及び2については復興プロジェクトとして、JICAの円借款が供与される予定となっており、ウンムカッスル港・コール・アルズベール港の容量と航路の安全は確保される予定である。また、上述以外の港湾における復旧については一部、他ドナーからの支援やイラク国政府における予算において実行中である。

一方、「3．港湾及び水路をより効率的かつ最大限に活用させるためのマスタープランの策定」については、未着手である。

本調査では、イラク国における経済成長に対応した総合的な港湾のマスタープランを策定し、港湾の開発の促進及び管理・運営の改善を図ることを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

イラク国南部における主要な港湾および港湾予定地

(2) 業務内容

ア 現況に関する情報の収集及び分析の実施

(ア) 経済社会状況及び地域状況

- (イ) イラク国や中近東における既存の開発計画（分野としては地域、産業、農業、運輸交通等）
- (ウ) 港湾及び航路の開発・管理に係る政策、計画、規制等
- (エ) 道路・鉄道・港湾そして航路の状況（管理運営、維持等を含む）
- (オ) 港湾や航路の管理及び運営状況（イラク港湾公社(GCPI)及び人材の能力に関する事項も含む）
- (カ) 港湾及び航路に係る貨物及び旅客の実態
- (キ) 本プロジェクトに必要なとされる環境社会配慮に関する事項

イ 港湾セクターの開発及び管理に係る長期戦略の策定（2035年を目標）

(ア) 将来の経済社会状況の枠組みの設定

- (イ) イラク国と中近東を結ぶ海運ネットワークのシナリオの分析
- (ウ) イラク国における港湾貨物の需要予測
- (エ) 港湾の開発・管理・運営に係る制度的な問題点の抽出
- (オ) 将来のイラク国における港湾及び航路の機能の定義、及び開発コンセプトの設定

(カ) 港湾開発・管理に係る長期戦略の提案（港湾間の役割分担、必要な設備や投資、資金計画、制度構築、能力開発、民営化、市場開拓等を含む）

ウ 主要港・航路の開発及び管理に係る長期計画の策定（2035年を目標）

- (ア) 主要港・航路を内陸部接続する陸上交通の調査
- (イ) 主要港・航路における概略レイアウトプランの策定
- (ウ) 主要港・航路における重要プロジェクトの抽出
- (エ) 重要プロジェクトの概略設計、概略積算及び経済評価の実施
- (オ) 戦略的環境影響評価（SEA）の実施
- (カ) 主要港湾の管理・運営の改善方策の策定

エ ウンムカッスル港、コールアルズベール港の中期開発計画の検討（2025年を目標）

- (ア) ウンムカッスル港、コールアルズベール港における詳細な需要予測の実施
- (イ) ウンムカッスル港、コールアルズベール港に関連した施設のレイアウトプランの策定
- (ウ) 重要プロジェクトの抽出
- (エ) 重要プロジェクトの概略設計、概略積算及び経済評価の実施
- (オ) 適切な組織、制度的枠組みを含めた実行計画の策定

オ 港湾の管理及び運営の改善のための中期行動計画の策定（2025年を目標）

- (ア) 港湾管理体制の改善のための行動計画策定
- (イ) 港湾開発体制の改善のための行動計画策定
- (ウ) 港湾運営体制の改善のための行動計画策定
- (エ) GCPIの能力開発計画策定（GCPI訓練所の管理・運営体制のレビューを含む）

7 成果品等

(1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、オ及びカを成果品とする。

- ア インセプションレポート（2013年8月下旬）
- イ インテリムレポート（1）（2014年2月上旬）
- ウ インテリムレポート（2）（2014年8月上旬）
- エ ドラフトファイナルレポート（2014年10月下旬）
- オ ファイナルレポート（2014年12月中旬）
- カ デジタル画像集・資料集（2014年12月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/港湾計画（評価対象予定者）
- (2) 経済分析
- (3) 交通計画
- (4) 海運及び航行安全
- (5) 港湾政策・財政・管理（評価対象予定者）
- (6) ターミナル運営
- (7) 地域計画・産業計画（評価対象予定者）
- (8) 施設計画・設計・積算
- (9) 自然条件/環境・社会配慮

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 現地における通訳の配置を認める予定

注：本案件概要につきましては、5月1日より実施されたプレ公示における意見を踏まえています。その他のコメントにつきましては、業務指示書（案）において、意見を踏まえる予定です。

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。